

○薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録及び登録の更新の申請に係る標準処理期間について

(平成17年12月12日)

(薬食監麻発第1212001号)

(各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)

薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第12条第1項に規定する試験検査機関の登録及び登録の更新の申請については、薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令(平成16年厚生労働省令第61号)に基づき取り扱っているところですが、今般、その申請について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴職におかれましては、御了知の上、周知及び指導方お願いします。

記

薬事法施行規則第12条第1項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第1条第1項の登録の申請及び同条第4項の登録の更新の申請に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第6条の規定による標準処理期間は、90日とする。